

スマイル・カンパニー制度の登録事業者を募集しています！



（新潟県障害者多数雇用事業者からの物品等調達制度）

県では、障害者の雇用の促進と安定を図るため、多数の障害者を雇用する事業者から物品又は役務の調達を積極的に行う「スマイル・カンパニー制度」を実施しています。

～スマイル・カンパニー制度とは～

「スマイル・カンパニー制度」に登録いただくと、県（※）の物品又は役務の調達において優先的な取扱いを受けることができます。

※本庁各所属をはじめ、地域振興局、警察、県立病院、県立学校など

1 登録要件

- （1） 県の「物品等入札参加資格者名簿」若しくは「庁舎等管理業務入札参加資格者名簿」に登載されていること、又は同等の資格を有すると認められること
- （2） 県内に事務所又は事業所を有する中小企業者（※）であること

※資本金又は出資総額、常時使用する従業員数

小売業（資本金 5,000 万円以下又は 50 人以下）、サービス業（5,000 万円以下又は 100 人以下）、卸売業（1 億円以下又は 100 人以下）、これ以外の業種（3 億円以下又は 300 人以下）

- （3） 令和7年度（2025年度）及び令和6年度（2024年度）の各6月1日において、次のいずれにも該当すること
 - ・ 事業者全体として、法定雇用率（※）以上の障害者を雇用していること
 - ・ 県内事務所又は事業所において（合計）、法定雇用率の2倍以上かつ2人以上の障害者を雇用していること

※法定雇用率：2.5%（常時雇用する労働者数 40.0 人以上で 1 人以上の雇用義務）

- ・ 実雇用率を算定し（「雇用している障害者数」 / 「常時雇用する労働者数」）、法定雇用率と比較
- ・ 算定に当たっては、実人数ではなく、重度障害者や短時間労働者、特定短時間労働者の換算あり（法定の雇用義務が生じない事業者に合っても、同じ方法で算定）

★ 申請書に添付する算定書に計算式が設定されていますので、区分に従って実人数を入力するだけで簡単に算定できます。

2 登録手続き等

- 会計年度毎の登録です。2月1日までに申請いただくと、会計年度当初（会計年度開始前における契約準備行為を含む）から優先的取扱いの対象となります。
- その後も、随時申請を受け付けます（登録希望月初日の14日前までに申請）。

3 優先的取扱いの対象となる調達

(1) 少額随意契約（※1）による場合

登録事業者（「スマイル・カンパニー」）を契約の相手方とするよう努めます。

ただし、1つの登録事業者につき、登録できる物品・役務の品目（※2）の数には上限があり、希望する品目を登録申請書に記載していただきます。

※1 製造の請負：400万円以下、財産の買入れ：300万円以下、
役務の提供：200万円以下

※2 希望できる品目

- ① 自らが有する「物品等入札参加資格」に係る「中分類」
- ② 自らが有する「庁舎等管理業務入札参加資格」に係る「業務の種類」
- ③ ①②の入札参加資格審査の対象外の役務について、①②に相当する品目

障害者実雇用率	県内事務所又は事業所において常時雇用する障害者の実人数のうち、重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者の実人数の占める割合	登録できる品目数 (物品・役務)
法定雇用率の 2倍以上4倍未満		いずれか1品目まで
法定雇用率の 4倍以上8倍未満	1/2 未満	いずれか1品目まで
	1/2 以上	合わせて2品目まで
法定雇用率の 8倍以上	1/2 未満	合わせて2品目まで
	1/2 以上	合わせて3品目まで

※ 令和7年度（2025年度）及び令和6年度（2024年度）の各6月1日における障害者雇用状況を、表に当てはめます。（いずれの年度においても該当する必要があります。）
「障害者実雇用率」の算定は、上記1（登録要件）と同じです。

★ 申請書に添付する算定書に計算式が設定されていますので、区分に従って実人数を入力するだけで簡単に算定できます。

(2) 指名競争入札による場合

指名業者に「スマイル・カンパニー」を追加選定するよう努めます。

4 登録申請書の提出先・問い合わせ先

雇用能力開発課 T E L : 025-280-5270 (〒950-8570 新潟市中央区新光町4-1)
E-mail : ngt050060@pref.niigata.lg.jp

*様式のダウンロードはこちら

<https://www.pref.niigata.lg.jp/site/koyou/1217354460378.html>